

## ■平成27年度予算に向けた新規事業採択時評価について(直轄事業等)

・事業評価対象の直轄事業等(直轄事業および独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。))を対象としたものである。

・事業評価の実施にあたっては、貨幣換算した便益だけではなく、貨幣換算することが困難な定量的・定性的な効果や事業の実施環境等を含めて総合的に評価を行っているが、本一覧においては、B/Cの算出を行った事業について、その値を記載している。

### 【公共事業関係費】

#### 【ダム事業】

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	B/C	備考
秋田県	鳥海ダム建設事業	863	1.6	実施計画調査から建設事業に移行
長野県	大町ダム等再編事業	225	10.4	実施計画調査費の予算化

## ■平成27年度予算概算要求に係る再評価について

・事業評価対象の直轄事業等(直轄事業および独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。))を対象としたものである。

・事業評価の実施にあたっては、貨幣換算した便益だけではなく、貨幣換算することが困難な定量的・定性的な効果や事業の実施環境等を含めて総合的に評価を行っているが、本一覧においては、B/Cの算出を行った事業について、その値を記載している。

### 【公共事業関係費】

#### 【ダム事業】

(直轄事業等)

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	B/C	対応方針	備考
北海道	幾春別川総合開発事業	922	1.3	継続	
青森県	津軽ダム建設事業	1,620	2.6	継続	
富山県	利賀ダム建設事業	1,150	1.6	継続	(注1)

滋賀県	大戸川ダム建設事業	1,080	※	継続	(注1) (※)淀川水系河川整備計画(平成21年3月策定)において、「大戸川ダムについては、…(中略)…ダム本体工事については、中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する。」等とされていることから、通常のケースとは異なり、ダム本体を含む事業全体を対象に、ダム本体工事の実施時期や供用開始時期を一意に定めた上での費用便益分析を行うことは適切ではないため、着手時期を複数ケース想定し費用便益分析を行っている。(着手時期が整備計画策定から「10年後」の場合のB/C:1.3、「15年後」の場合のB/C:1.1、「20年後」の場合のB/C:1.0)
京都府	天ヶ瀬ダム再開発事業	430	1.2	継続	
徳島県	長安口ダム改造事業	470	1.8	継続	(注2)
高知県	中筋川総合開発事業	400	1.3	継続	
愛媛県	鹿野川ダム改造事業	427	1.7	継続	
佐賀県	城原川ダム建設事業	1,020	1.3	継続	(注1)
熊本県	川辺川ダム建設事業	—	—	継続	熊本県知事の「現行の川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべき」との表明を受け、平成21年1月に「ダムによらない治水を検討する場」を設置し、川辺川ダムによらない治水計画を検討している状況であり、全体事業費の算出、費用便益分析を行っていないため、「—」としている。
栃木県	思川開発事業	1,850	1.6	継続	(注1)(注2)
埼玉県	武蔵水路改築事業	700	6.1	継続	(注2)
岐阜県	木曾川水系連絡導水路事業	890	1.7	継続	(注1)(注2)
滋賀県	丹生ダム建設事業	—	—	継続	(注1) 淀川水系河川整備計画(平成21年3月策定)において「丹生ダムについて、ダム型式の最適案を総合的に評価して確定するための調査・検討を行う」とされていること、また、ダム事業の検証に係る検討については、検証対象ダムの総合的な評価において「『ダム建設を含む案』は有利ではない」と提示したところであり、引き続き検討を行っているところであることから、全体事業費の算出、費用便益分析を行っていないため、「—」としている。

(注1)「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」(平成22年4月1日河川局長通知)に基づいて行った再評価結果としては、事業を継続することが妥当と考える。しかしながら、当該事業は検証の対象に選定している事業であることから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。

(注2)前回評価時において実施した費用便益分析の要因に変化が見られないことなどから、前回評価の費用便益分析の結果を用いている。